

# 第1 富士市のあらまし

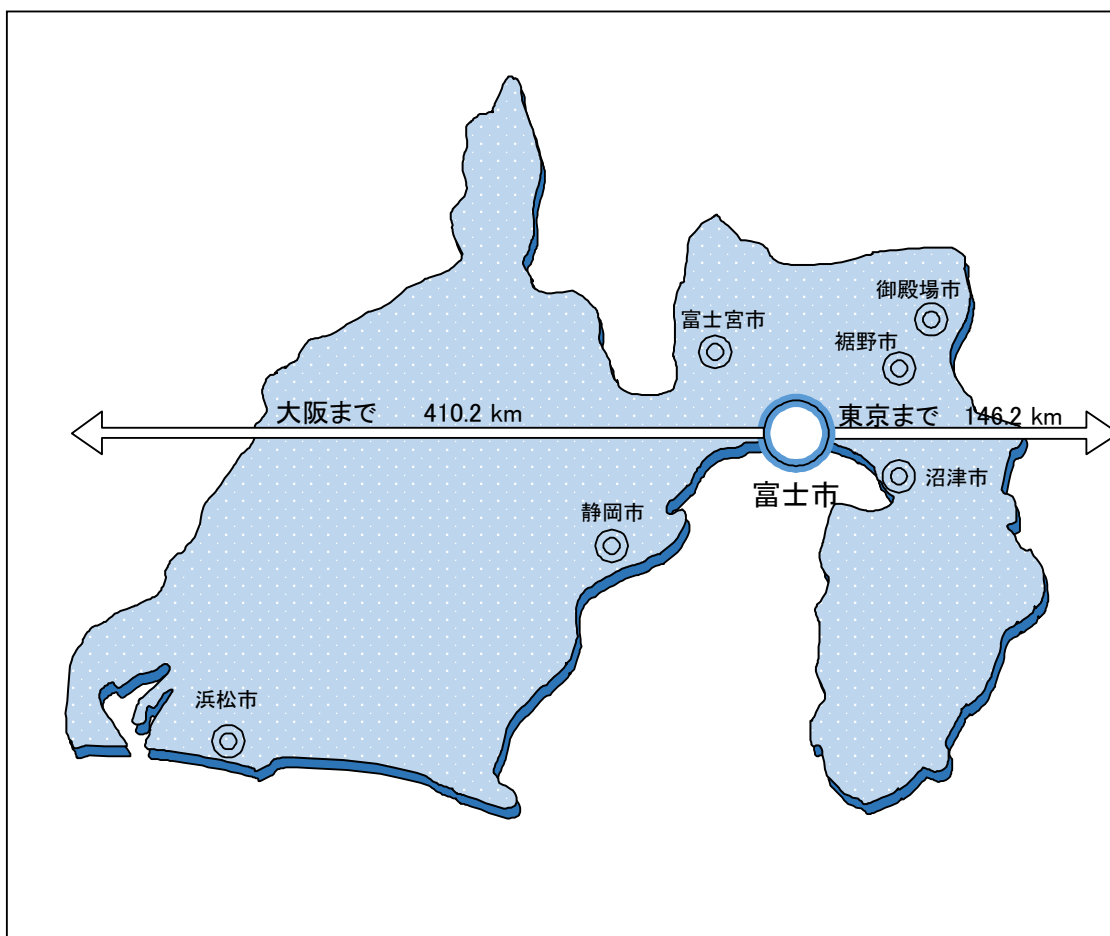
## 1 富士市のあらまし

富士市は、昭和41年、旧富士市・旧吉原市・旧鷹岡町の合併により誕生し、平成20年の旧富士川町との合併を経て、平成28年11月1日に、市制施行50周年を迎えました。

日本列島のほぼ中央にあり、東京へ146km、大阪へ410kmの地点に位置し、北に霊峰富士を仰ぎ、南に駿河湾を望む、風光明媚な環境にあります。東海道新幹線や東名高速道路、県内ほぼ全域で開通した新東名高速道路等、日本の東西を結ぶ交通の要衝という地理的条件などに恵まれ、静岡県東部の中核都市として、発展してまいりました。

また、温暖な気候と富士山麓の豊富な地下水に恵まれ、古くから地場産業として紙・パルプ産業が発達したため、全国でも有数の「紙のまち」として知られるとともに、化学工業、輸送機械等の産業発展を背景に、工業都市として大きく飛躍してきました。

面積	244.95 km <sup>2</sup>
人口	248,368人
世帯数	109,921世帯
(令和5年4月1日現在)	



(距離：鉄道路線)

## 富士市の世帯と人口推移

&lt;各年4月1日現在&gt;

年 度	世帯数	人 口 総 数	自 然 動 態			社 会 動 態			増 減 A + B
			出 生	死 亡	増減A	転入他	転出他	増減B	
	世帯	人	人	人	人	人	人	人	人
6	71,814	231,118	2,599	1,426	1,186	7,341	7,320	224	1,410
7	73,083	232,632	2,688	1,524	937	7,226	6,926	231	1,168
8	74,171	233,542	2,435	1,497	1,062	7,120	7,130	75	1,137
9	75,329	234,866	2,598	1,524	995	7,360	7,253	-21	974
10	76,750	236,082	2,449	1,477	1,082	7,241	7,268	444	1,526
11	78,185	237,437	2,569	1,483	998	7,486	7,165	37	1,035
12	79,640	238,982	2,550	1,552	828	7,423	7,128	423	1,251
13	81,446	240,629	2,458	1,598	960	7,474	7,101	373	1,333
14	83,117	241,727	2,526	1,638	807	7,235	7,601	-366	441
15	84,117	242,088	2,428	1,688	740	7,178	7,541	-363	377
16	85,696	242,772	2,322	1,771	551	7,376	7,674	-298	253
17	86,516	242,932	2,310	1,684	626	6,958	7,344	-386	240
18	87,435	243,287	2,181	1,800	381	6,961	6,808	153	534
19	88,291	243,445	2,227	1,789	438	7,176	7,516	-340	98
20	89,370	244,140	2,276	1,778	498	6,897	6,812	85	583
21	96,191	261,519	2,207	1,980	227	23,402	6,691	16,711	16,938
22	96,864	261,573	2,302	2,190	112	6,614	6,469	145	257
23	97,802	261,335	2,177	2,299	-122	6,291	6,376	-85	-207
24	98,675	260,559	2,156	2,338	-182	6,233	6,699	-466	-648
25	99,410	259,339	2,059	2,364	-305	6,189	6,864	-675	-980
26	100,241	258,241	2,037	2,314	-277	5,896	6,496	-600	-877
27	101,581	257,215	1,968	2,418	-450	5,969	6,491	-522	-972
28	102,634	256,126	1,927	2,390	-463	5,959	6,702	-743	-1,206
29	103,569	255,060	1,861	2,486	-625	5,706	6,394	-688	-1,313
30	104,646	254,203	1,814	2,589	-775	5,931	6,366	-435	-1,210
31	106,087	253,410	1,661	2,671	-1,010	6,117	6,267	-150	-1,160
令和2	107,413	252,605	1,593	2,650	-1,057	6,171	6,440	-269	-1,326
3	108,586	251,616	1,522	2,688	-1,166	5,985	5,823	162	-1,004
4	109,133	250,030	1,514	2,788	-1,274	5,821	5,848	-27	-1,301
5	109,921	248,368	1,415	2,980	-1,565	5,696	6,229	-533	-2,098

※ 人口動態の推移は日本人のみ。

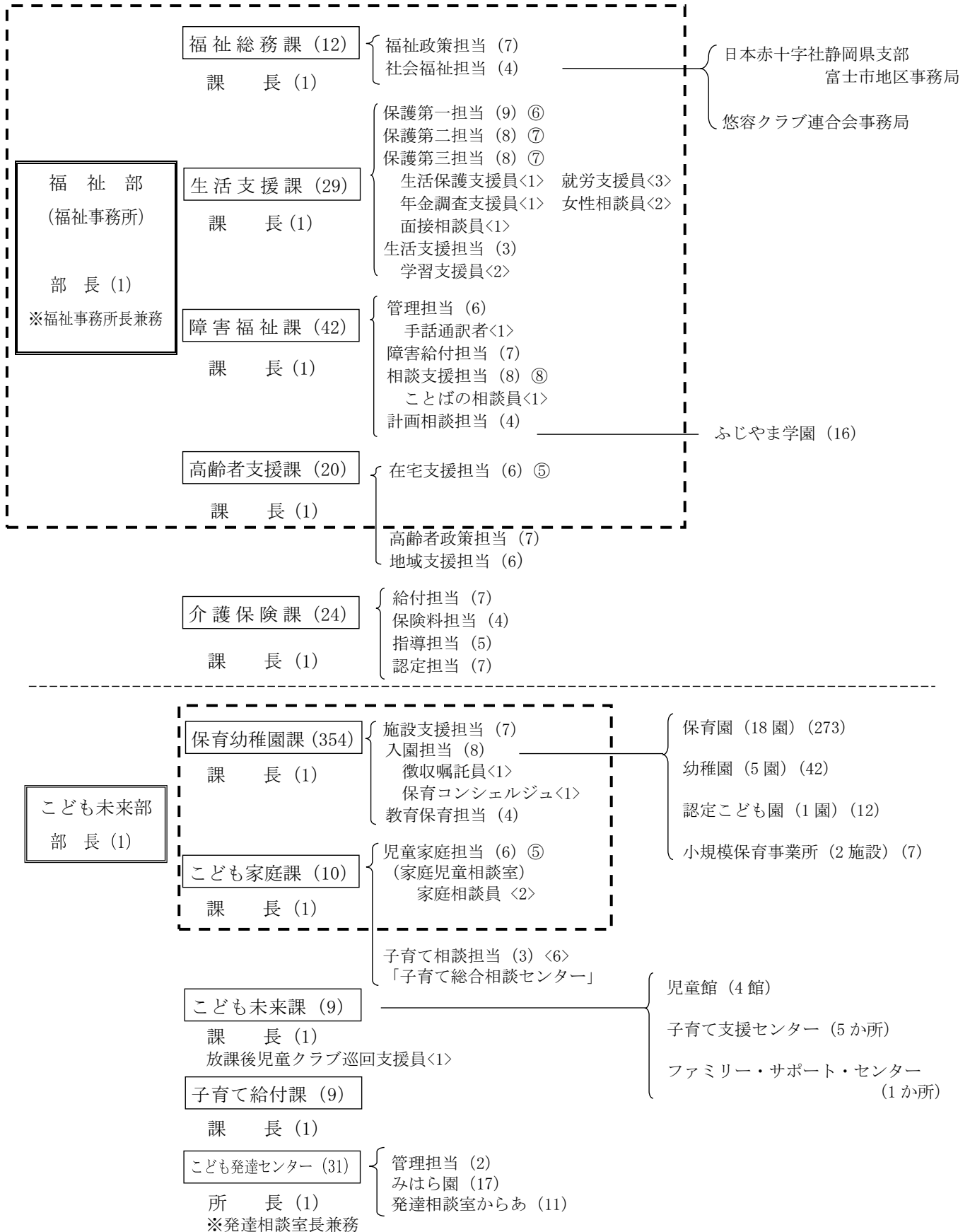
※ 平成20年11月1日 庵原郡富士川町と合併。

## 2 福祉部・子ども未来部 福祉事務所の組織

(令和5年4月1日現在)

(凡例)

----- は福祉事務所の機構を表す  
 ( ) は正規職員数を表す  
 ○内 はケースワーカー数の再掲  
 < > は専門的な職を有する会計年度任用職員を表す



### 3 福祉部・子ども未来部の分掌事務

#### 1 福祉総務課

##### 福祉政策担当

- ① 福祉思想を普及させるため、福祉行事の開催、冊子の発行その他の啓発活動及び人権擁護委員の活動の支援を行うこと。
- ② 自然災害、火災等のり災者を救援するため、災害救助に関する事務及び災害見舞金、弔慰金等の支給を行うこと。
- ③ 民間の社会福祉施設の運営基盤を強化するため、その施設の運営に係る費用を助成すること。
- ④ 福祉有償運送に必要な事項を協議するため、福祉有償運送運営協議会を運営すること。
- ⑤ 避難行動要支援者を支援するため、避難行動要支援者支援計画に基づき支援体制を構築すること。
- ⑥ 社会福祉法人の適正な運営及び円滑な社会福祉事業の経営の確保を図るため、社会福祉法人の指導監査を行うこと。
- ⑦ 福祉部の庶務及び懸案事務について必要な連絡及び調整を行うこと。

##### 社会福祉担当

- ① 赤十字事業を円滑に遂行するため、富士市地区の事務局を担い、日本赤十字社の活動を支援すること。
- ② 社会福祉センター等の施設を円滑に管理するため、指定管理者の指導及び監督又は施設の維持管理を適切に行うこと。
- ③ 地域福祉活動を推進するため、社会福祉協議会に対する支援及び助成を行うこと。
- ④ 要援護者の相談、指導、調査その他地域住民の福祉向上を図るため、民生委員・児童委員の活動を支援し、助成すること。
- ⑤ 犯罪者等の更生を図るため、保護司会等の活動を支援し、助成すること。
- ⑥ 戦傷病者、戦没者遺族等を援護するため、慰霊塔の管理、戦没者追悼式、県への報告事務等を行うこと。
- ⑦ 地域福祉の推進を図るため、市民から寄せられた寄附を有効に運用管理すること。
- ⑧ 高齢者の健康の保持及び増進並びに生きがいの高揚を図るため、ねんりんピックに参加する選手等に対する助成を行うこと。
- ⑨ 多年にわたり社会のために尽くしてきた高齢者を敬愛し、長寿を祝うため、敬老事業を行うこと。
- ⑩ 高齢者が生きがいを持って生活できるようにするため、老人クラブ活動に対する指導及び助成を行うこと。
- ⑪ 婚姻率の増加を図るため、啓発及び支援を行うこと。

#### 2 高齢者支援課

##### 高齢者政策担当

- ① 高齢者保健福祉計画に基づいて事業を推進するため、計画を適正に進行管理すること。
- ② 高齢者が地域社会で継続的に生活できるようにするため、地域包括ケアシステムを充実させ、包括的に支援すること。
- ③ 高齢者が地域社会で尊厳を持って生活できるようにするため、介護予防及び日常生活支援を総合的に推進すること。

**在宅支援担当**

- ① 要介護高齢者の生活の安定及び福祉の増進を図るため、各種介護サービスを行うこと。
- ② ひとり暮らし高齢者及び高齢者世帯の生活の安定を図り、要介護状態となることを予防するため、各種生活支援サービスを行うこと。
- ③ 居宅での生活が困難な高齢者に対し生活の安定を確保するため、養護老人ホーム等への適正な入所措置等を行うこと。
- ④ 高齢者が安心して生活できるようにするため、各種生活支援サービスを行うこと。

**地域支援担当**

- ① 住み慣れた地域での高齢者の自立した生活を確保するとともに、家族介護者を支援するため、必要な支援サービスを提供すること。
- ② 要支援者等が自立して生活できるようにするため、支援計画の作成および介護予防サービスを行う事業者等との連絡調整を行うこと。
- ③ 認知症高齢者が安心して生活できるようにするため、認知症高齢者及び家族の支援並びに認知症に関する啓発活動を行うこと。

**3 介護保険課****給付担当**

- ① 要介護者の地域における安心な生活を確保するため、地域密着型サービス等を計画的に整備すること。
- ② 介護保険事業計画に基づいて事業を推進するため、計画を適正に進行管理すること。
- ③ 介護に従事する人材を確保するため、補助金の交付等を行うこと。
- ④ 適切かつ適正な保険給付を行うため、保険給付審査、介護サービス事業者への指導等を行うこと。
- ⑤ 低所得者への介護サービスの提供を図るため、利用者負担の支援措置を行うこと。

**保険料担当**

- ① 介護保険被保険者の資格管理を適正に行うため、取得喪失等の状況を把握すること。
- ② 介護保険事業に要する費用を確保するため、介護保険料の適正な賦課徴収等を行うこと。

**指導担当**

- ① 利用者の生活の安定等を確保するため、有料老人ホームの設置及び運営に対する指導を適正に行うこと。
- ② 良質な介護サービスを提供するため、介護サービス事業者の指定及び運営に対する指導を適正に行うこと。

**認定担当**

- ① 介護保険の適正な利用を図るため、公平かつ公正な要介護認定事務を行うこと。

**4 生活支援課****保護第一担当・保護第二担当・保護第三担当**

- ① 低所得者の生活を保障し、自立を助長するため、生活保護を行うこと。
- ② 配偶者等から暴力を受けた被害者を支援するため、相談、援助及び保護を行うこと。
- ③ 行旅中の病人及び死亡人に対応するため、医療費の支給及び葬祭を行うこと。
- ④ 厚生労働行政の基礎資料とするため、国民生活基礎調査等を行うこと。
- ⑤ 中国残留邦人等の生活を保障し、自立を助長するため、支援給付を行うこと。

### 生活支援担当

- ① 一時的な困窮者を援助するため、生活困窮者等に緊急援護費を支給し、及び旅費困窮者に交通費を支給すること。
- ② 生活困窮者の早期自立を促すため、相談支援を行うこと。
- ③ ユニバーサル就労を推進するため、就労環境の整備に関する施策を企画し、及び実施すること。

## 5 障害福祉課

### 管理担当

- ① 障害者の自立及び家庭生活を支援するため、補装具等の給付を行うこと。
- ② 障害者の快適な生活等を支援するため、タクシー利用助成等の各種サービスを提供すること。
- ③ 介護給付費等に係る支給手続の透明化及び公平化を図るため、障害支援区分認定調査を行い、障害支援区分認定等審査会で認定すること。
- ④ 市民の障害福祉及び障害者に対する理解を深めるため、啓発活動を行うこと。
- ⑤ 障害者の自立及び社会参加を促進するため、手話通訳者の派遣、養成等のコミュニケーション支援を行うこと。

### 障害給付担当

- ① 障害者の福祉サービスを提供するため、障害者手帳を交付すること。
- ② 障害者の負担を軽減するため、医療費等を助成すること。
- ③ 障害者の福祉の増進を図るため、障害者手当を支給すること。

### 相談支援担当

- ① 障害者等の地域生活を向上させるため、短期入所、生活介護、居宅介護等の各種サービスを提供すること。
- ② 障害者の施設生活を支援するため、施設サービスを提供すること。
- ③ 障害者のニーズを把握し、サービスの調整を図るため、相談業務を行うこと。
- ④ 障害者相互の交流を深めるため、障害者団体の育成を行うこと。
- ⑤ 障害者の自立を促進するため、就労等の訓練の場を提供すること。

### 計画相談担当

- ① ふじやま学園利用者の健全な食生活を確保するため、安全かつ、安心な給食を提供すること。
- ② ふじやま学園利用者の健康で健やかな生活を支援するため、健康診断及び保健指導を行うこと。
- ③ ふじやま学園の施設機能を保持するため、施設及び設備を適切に維持管理すること。
- ④ 障害者(児)に適切なサービスを提供するため、サービス等利用計画の作成を行うこと。
- ⑤ くすの木学園の施設を円滑に管理するため、指定管理者の指導及び監督を適切に行うこと。

### ふじやま学園

- ① ふじやま学園の設置目的に沿った事業を円滑に展開するため、学園を適切に運営管理すること。
- ② 在宅の障害児(者)及び保護者を支援するため、障害児(者)を一時的に短期入所させること。

## 6 こども未来課

- ① 子育て世帯の育児負担を軽減するため、子育てに係る支援を行うこと。
- ② 子育て世帯における仕事と家庭の調和を図るため、子育て環境の整備を行うこと。
- ③ 児童の健康を増進し、情操を豊かにするため、児童健全育成事業を推進すること。
- ④ 放課後の児童に適切な遊び及び生活の場を提供するため、放課後児童クラブを適正に運営管理すること。
- ⑤ 放課後の児童に適切な遊び及び生活の場となる施設の整備を進めるため、放課後児童クラブを建設すること。
- ⑥ 就学前児童等に対する教育及び保育並びに保護者に対する子育て支援の総合的な提供を推進するため、子ども・子育て支援事業計画を策定し、推進すること。
- ⑦ 子どもの権利を保障するため、子どもの権利擁護に関する理念の周知及び環境整備を行うこと。

## 7 保育幼稚園課

### 入園担当

- ① 民間保育園等の適正な事業実施を確保するため、民間保育園等の指導監査を行うこと。
- ② 保育を必要とする児童並びに保護者に対し、保育園、認定こども園、小規模保育事業所等を利用するための認定及び入所手続きに関する事務を行うこと。
- ③ 幼稚園、保育園、認定こども園等の設置目的に沿った事業を円滑に展開するため、公立幼稚園、公立保育園、公立認定こども園等を適切に運営管理すること。
- ④ 入所児童の生活環境を改善するため、公立幼稚園、公立保育園、公立認定こども園等の施設整備を行うこと。

### 施設支援担当

- ① 適正な規模における質の高い教育・保育の実現を図るため、公立教育・保育施設を再編し、及び地域型保育事業の認可を行うこと。
- ② 民間保育園等の運営を安定化し、保育環境を改善するため、民間保育園等に対し運営助成を行うこと。
- ③ 私立幼稚園の運営を安定化し、教育環境を改善するため、私立幼稚園に対し運営助成を行うこと。

### 教育保育担当

- ① 幼稚園教諭、保育士、保育教諭の資質の向上を図るため、研修及び指導を行うこと。
- ② 公立保育園、公立認定こども園、公立小規模保育事業所の児童の健全な食生活を確保するため、給食を管理すること。
- ③ 幼稚園、保育園、認定こども園等における幼児教育と小学校における義務教育との円滑な接続を図るため、研修等を行うこと。
- ④ 公立幼稚園、公立保育園、公立認定こども園等における特別な配慮を必要とする子どもに対する適切な教育及び保育を実施するため、必要な環境整備を行うこと。

### 保育園

- ① 保育を必要とする児童に生活の場を提供し、及び保護者に対する子育て支援を推進するため、入所児童の保育及び子育て支援事業を行うこと。
- ② 入所児童の健全な食生活を確保するため、給食を調理し、提供すること。

### 認定こども園

- ① 就学前児童に対する教育及び保育並びに保護者に対する子育て支援の総合的な提供を推進するため、入所児童の教育及び保育並びに子育て支援事業を行うこと。
- ② 入所児童の健全な食生活を確保するため、給食を調理し、提供すること。

### 小規模保育事業所

- ① 保育を必要とする児童に生活の場を提供し、及び保護者に対する子育て支援を推進するため、入所児童の保育及び子育て支援事業を行うこと。
- ② 入所児童の健全な食生活を確保するため、給食を調理し、提供すること。

## 8 こども家庭課

### 児童家庭担当

- ① 子どもとその家庭及び妊産婦等を支援するため、実情の把握、子ども等に関する相談、在宅支援等を行うこと。
- ② ひとり親家庭等における児童の福祉向上を図るため、支援等を行うこと。

### 子育て相談担当（子育て総合相談センター）

- ① 妊産婦及び乳幼児等の健康を増進するため、相談、助言等の支援を行うこと。
- ② 安全な出産及び妊産婦の健康管理を図るため、保健指導、健康診査等を行うこと。

## 9 子育て給付課

- ① ひとり親家庭等における児童の福祉向上を図るため、給付事業を行うこと。
- ② ひとり親家庭等の医療費の負担を軽減するため、医療費を助成すること。
- ③ ひとり親家庭等の経済的負担を軽減するため、児童扶養手当を支給すること。
- ④ 児童を養育している家庭の経済的負担を軽減するため、児童手当を支給すること。
- ⑤ こどもを養育している家庭の医療費の負担を軽減するため、医療費を助成すること。
- ⑥ 未熟児の健全な育成を図るため、入院が必要な未熟児に医療給付を行うこと。

## 10 こども発達センター

### 管理担当

- ① 園児の健全な食生活を確保するため、園児の特性に応じた給食を提供すること。
- ② 通園に係る負担の軽減及び利便性の向上を図るため、園児用送迎バスの運行管理を行うこと。
- ③ こども発達センターの施設機能を保持するため、施設及び設備を適切に維持管理すること。

### みはら園

- ① 障害や特性のある子どもが家庭や地域で生活するため、発達状況に応じた支援を行うこと。

### 発達相談室からあ

- ① 乳幼児期の子どもに対し、発達状況に応じた適切な支援を行うため、早期発達支援事業を行うこと。
- ② 子どもの発達状況等を確認し、様々な支援につなげるため、発達相談事業を行うこと。



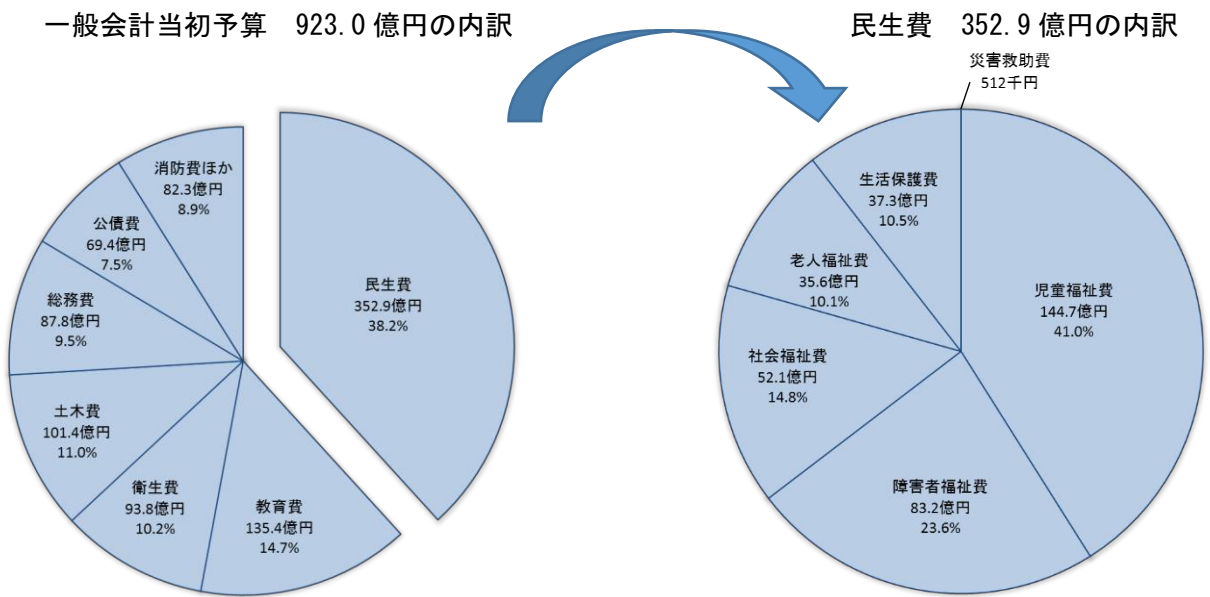
## 4 福祉関係予算

(単位：千円)

区分		年度	平成31年度 当初予算	令和2年度 当初予算	令和3年度 当初予算	令和4年度 当初予算	令和5年度 当初予算	
一 般 会 計	社会福祉費 (国年・国保・後期高齢者医療費を除く)	社会福祉総務費	773,095	799,577	791,855	843,914	824,322	
		生活困窮者自立支援給付費	—	—	—	15,560	0	
		老人福祉費	3,388,143	3,610,277	3,736,341	3,534,166	3,563,243	
	老人福祉費	高齢者対策費	136,814	135,886	81,867	72,878	79,766	
		要援護高齢者対策費	391,276	481,434	572,965	356,790	357,680	
		介護保険費	2,860,053	2,992,957	3,081,509	3,104,498	3,125,797	
		児童福祉費	14,222,202	14,069,163	14,165,295	14,258,261	14,475,510	
	民生費	児童福祉総務費	313,099	342,479	388,380	—	—	
		子ども子育て支援費	—	—	—	791,068	789,666	
		こども家庭費	—	—	—	50,661	206,586	
		児童手当費	4,052,112	3,923,675	3,779,532	3,664,259	3,573,730	
		児童扶養手当費	1,100,029	899,257	899,663	897,914	892,076	
		こども医療費	1,030,381	1,053,925	1,036,705	1,010,144	1,039,533	
		ひとり親家庭等対策費	99,730	86,327	88,390	104,058	113,632	
		児童健全育成費	492,252	414,844	423,003	—	—	
		保育園費	2,579,074	2,680,045	2,666,424	2,741,470	2,843,644	
		保育園振興費	4,555,525	4,668,611	4,883,198	4,998,687	5,016,643	
		障害者福祉費	障害者福祉総務費	22,072	38,058	4,538	4,740	5,244
			障害者医療手当給付費	619,273	631,095	621,618	632,120	631,178
			障害者自立支援費	4,946,593	5,117,548	5,648,810	6,086,193	7,003,012
	障害者援護事業費		60,981	60,038	59,621	57,010	56,336	
	障害者就労支援施設費		124,709	44,672	34,997	30,398	21,243	
	障害児入所施設費		277,258	257,004	263,114	256,498	261,167	
	こども発達センター費		287,138	299,836	306,368	313,520	341,619	
	生活保護費		3,124,608	3,301,046	3,263,392	3,402,200	3,728,581	
	生活保護費	生活保護総務費	190,917	199,921	223,163	230,888	257,769	
		扶助費	2,933,691	3,101,125	3,040,229	3,171,312	3,470,812	
	災害救助費	災害救助費	513	513	513	512	512	
		災害救助費	513	513	513	512	512	
	計		27,846,585	28,228,827	28,896,462	29,419,532	30,911,967	

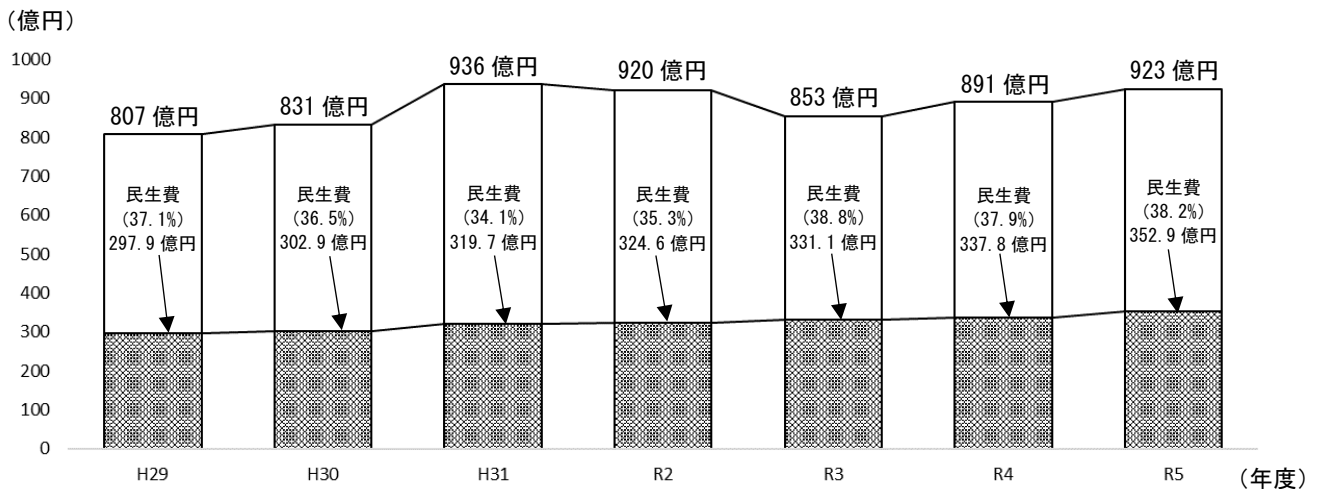
介護保険事業特別会計	19,480,000	19,830,000	20,430,000	20,710,000	21,010,000
------------	------------	------------	------------	------------	------------

令和5年度一般会計当初予算に占める福祉関係費の割合



国民年金費（国年費）、国民健康保険費（国保費）、後期高齢者医療費を除く福祉関係費は 309 億円  
 （小数点第二位以下を四捨五入）

一般会計当初予算に占める民生費の変化



市民一人当たりの民生費の変化（民生費／各年度4月1日人口）

